佐賀県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法事務規程(平成12年佐賀県選挙管理委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

平成28年 2 月16日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(不在者投票を行うことができる施設の指定)	(不在者投票を行うことができる施設の指定)
第38条 略	第38条 略
2~7 略	2 ~ 7 略
8 この条の規定に基づいて行った指定、指定の変更又は指定の取消しは、第1条の規定にかかわらず、市町長の選挙、市町議会議員の選挙、海区漁業調整委員会委員の選挙及び農業委員会委員の選挙においても効力を有する。	8 この条の規定に基づいて行った指定、指定の変更又は指定の取消しは、第1条の規定にかかわらず、市町長の選挙、市町議会議員の選挙 <u>及び</u> 海区漁業調整委員会委員の選挙においても効力を有する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。